

済生会富山訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団済生会支部富山県済生会が設置する済生会富山訪問看護ステーション（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに、要介護及び要支援状態にあり療養を受ける状態にある者（以下「利用者」という）に対し意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護においては要介護状態の利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し心身機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問看護においては要支援状態の利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

- 2 事業所は事業の運営にあたり、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業所は済生会の理念に従い、利用者の意思および人権を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
- 5 事業所は利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに主治医および居宅介護支援事業者に対し情報の提供を行うものとする。
- 9 前8項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業所は事業の提供にあたり、主治医の訪問看護指示書及び介護予防訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 事業所は指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 済生会富山訪問看護ステーション
- (2) 所在地 富山県富山市楠木 33 番地 1

- 2 出張所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 済生会富山訪問看護ステーション 舟橋サテライト
- (2) 所在地 富山県中新川郡舟橋村仏生寺 31

(従業者の職種、人員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、人員数および職務内容は次のとおりとする。ただし介護保険法と関連法に定める基準の範囲において適宜職員を増減することができる。

- (1) 管理者：看護師 1 名（常勤職員）

管理者は主治医の指示に基づき適切な事業が行われるように必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。但し管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：正看護師 9 名（常勤職員 7 名 非常勤職員 2 名）

看護師は、主治医の指示書と居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）に沿って訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し利用者に提供する。該当計画に基づき指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供し実施事項を訪問看護報告書として作成する。

- (3) 事務員：2 名（非常勤 2 名）

必要な事務手続きを行う。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第6条 看護師等は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

- 2 看護師等は、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。
- 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成にあたっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し同意を得なければならない。

- 4 看護師等は、訪問看護計画所を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 7 前条4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。(就業規則に準じて定める)

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始、本事業所が定める休日を除く。
- (2) 営業時間：8時30分から17時30分とする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第8条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、該当計画に定めるものとする。但し、医療保険適応となる場合を除く。

*介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおりとする。

末期悪性腫瘍その他厚生労働省が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等。

(訪問看護の提供方法)

第9条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者またはその家族がかかりつけ医に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書に基づいて、(介護予防)訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
 - (2) 利用者に主治医がいない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。
- 2 指定居宅サービス及び指定介護予防サービス（以下「指定居宅サービス」という）に該当する訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
- (1) 訪問看護の利用希望者の被保険者証により被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期限を確認し、非保険者証に認定審査委員会の意見が記載されている場合は、その意見に配慮して訪問看護を提供する。
 - (2) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供する。なお利用者が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）へ連絡その他の必要な援助を行う。

- (3) 訪問看護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意見を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第10条 事業所で行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として次にあげる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

＜サービス内容の例＞

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の援助
- ④ 褥瘡予防・処置
- ⑤ 機能訓練などのリハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症の方の看護と家族への支援
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他、医師の指示による医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理

- (2) 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書に基づく指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施

- (3) 訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書の作成

(記録の整備)

第11条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない

- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問看護計画書 (2) 訪問看護報告書 (3) 主治医による訪問看護指示書
- (4) 提供した具体的なサービス内容等の記録 (5) 市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故発生時の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(主治医との連携)

第 12 条 事業所の管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 事業所は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医による指示を文章で受けなければならない。
- 3 事業所は、主治医に次条第 1 項に規定する訪問看護計画書及び次条 5 項に規定する訪問看護報告書を提出し主治医との密接な連携を図らなければならない。

(利用料等の受領)

第 13 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 利用者またはその家族に対して、事前に当該サービスの内容及び費用に関して事前に説明したうえで、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 3 事業所は基本利用料のほか、看護師等による訪問看護の提供が次の各号に該当する場合は、別表の額の支払いを利用者から受け取るものとする。
 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料
 - (2) 事業所及びサテライトの実施地域を超えて訪問看護を行う場合（医療保険対象のみ）
実施地域を超えた地点から 1 kmにつき 50 円とする
 - (3) 営業日以外で 2 時間を超えた場合(医療保険対象のみ)
- 4 利用料等の支払いを受けた場合は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 14 条 事業所の業務実施地域は富山市とする。

舟橋サテライトの業務実施地域は中新川郡（立山町、上市町、舟橋村）及び滑川市とする。

(衛生管理等)

第 15 条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかる。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防およびまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第 16 条 事業所は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ管理者に連絡する。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 17 条 事業所は利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、該当利用者の家族、該当利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 3 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結から 2 年間保存とする。

(相談・苦情処理)

- 第 18 条 事業所は、利用者及び家族からの相談、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関し、介護保険法 23 条の規定により、市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の議員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、市町村から求めがあった場合は、改善の内容を報告しなければならない。
 - 3 事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、苦情の内容等について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

(個人情報の保護)

- 第 19 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関連事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ利用者又は家族の同意を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また退職後も同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の尊厳と安全を確保するため、事業所運営において身体拘束等の適正化に取り組む

- (1) 身体拘束等の適正化のための委員会を、定期的（少なくとも年 1 回以上）に開催し、その結果について従業者に周知徹底する
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 身体拘束等の適正化のための定期的（少なくとも年 1 回以上）な研修を実施する
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

- 2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、身体拘束が緊急やむを得ない場合においては、身体拘束の 3 要件について事業所内にて検討し、その結果を記録に残す。

(地域との連携等)

第 22 条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供する場合には、当該建物に住居する利用者以外の者に対しても指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を行うよう努めるものとする。

(事業所の会計)

第 23 条 事業所は、事業の会計を区分するものとする。毎年 3 月 31 日決算による独立した収支決算書を作成する。

(その他運営に関する留意事項)

第 24 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修：採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修：年 2 回

- 2 事業所は、従業者にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供をさせないものとする。
- 3 事業所は、適切な訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 5 この規程を定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団済生会富山支部と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は 平成 29 年 10 月 1 日より施行する

(附則)

この改正規定は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する

(附則)

この改正規定は、平成 30 年 9 月 1 日より施行する

(附則)

この改正規定は、令和 2 年 9 月 1 日より施行する

(附則)

この改正規定は、令和 2 年 12 月 1 日より施行する

(附則)

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する

(附則)

この改正規定は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する

(附則)

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する

(附則)

この改正規定は、令和 7 年 3 月 31 日より施行する